参考資料

中小企業の事業承継は喫緊の課題

- **2025年までに、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万（日本企業全体の1/3）が後継者未定。**
- **現状を放置すると、中小企業廃業の急増により、2025年までの累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性※。特に地方において、事業承継問題は深刻。**

※2025年までに経営者が70歳を越える法人の31%、個人事業者の65%が廃業すると仮定。雇用者は2009年から2014年までの間に廃業した中小企業で雇用されていた従業員数の平均値(5.13人)、付加価値は2011年度における法人・個人事業主1者あたりの付加価値をそれぞれ使用(法人：6,065万円、個人：526万円)。

中小企業の経営者年齢の分布(法人)

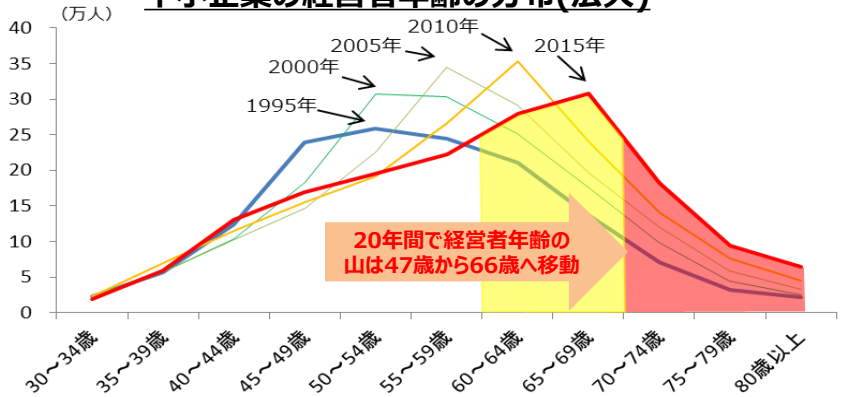

平成28年度 (株)帝国データバンクの企業概要ファイルを再編加工

中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢

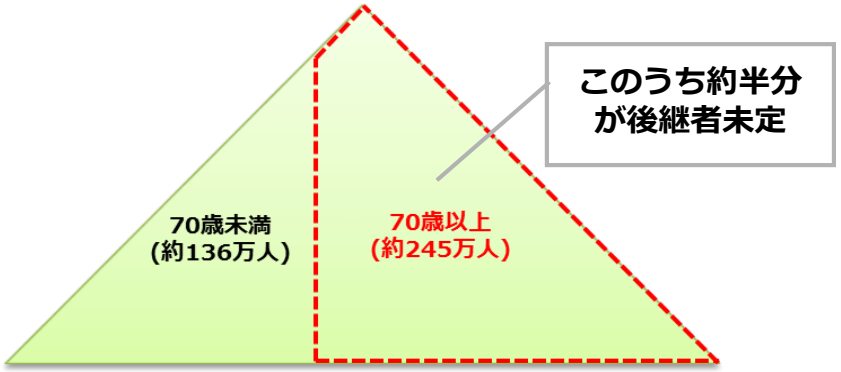

平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

- **事業承継問題の解決なくして、地方経済の再生・持続的発展なし**

特に地方において経営者の高齢化は深刻

60歳以上の経営者割合(法人)

1	秋田県	66.7%
2	島根県	62.8%
3	佐賀県	60.9%
4	北海道	60.3%
5	茨城県	58.9%

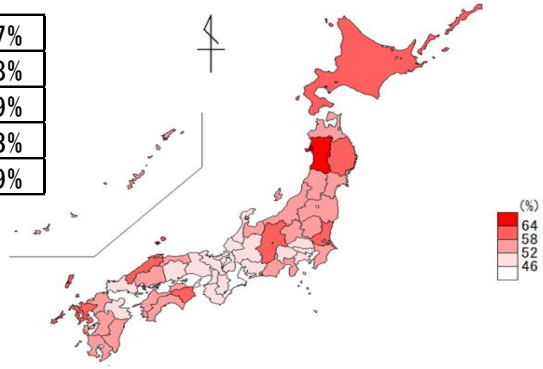

(出典)東京商工リサーチのデータを再編・加工
※３カ年以上財務情報があり、黒字の企業におけるデータ

全国各地の産地において後継者不在による倒産・廃業が進展

産地における倒産・廃業の理由(複数回答)

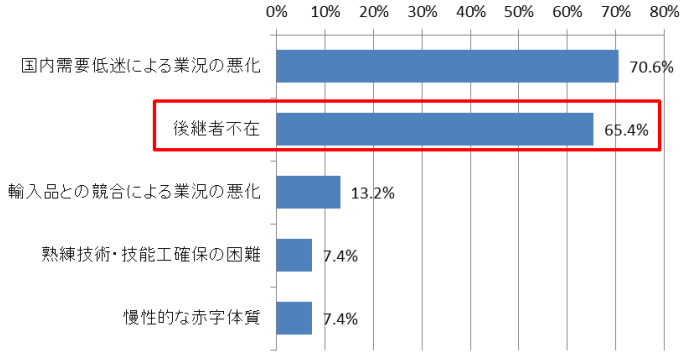

(出典)日本総研株式会社委託調査
※全国578の産地を対象にし、263の産地(西陣織 益子焼、川口鋳物等)からの回答を元に調査。

M＆Aの効果（生産性の推移）

- 2018年版中小企業白書によれば、**M＆Aを実施した中小企業**は、実施していない中小企業に比べて、**生産性が向上**していることから、第三者承継を促進することは単に事業承継のみならず、**中小企業の生産性向上の観点からも有意義**。

○M＆A実施企業と非実施企業の労働生産性（伸び率）の比較

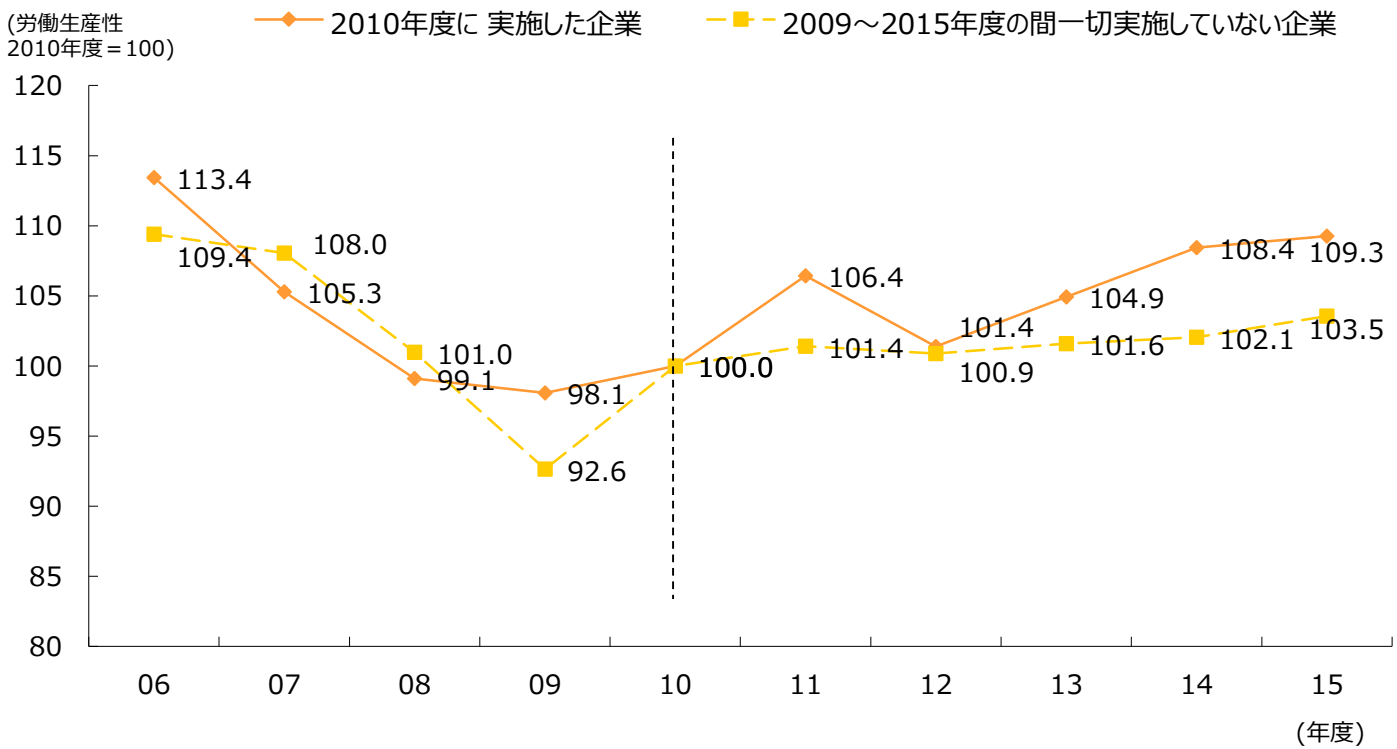

資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工
(注)1.ここでいう企業再編行動とは、「事業譲受」、「吸収合併」、「買収による子会社増」をいう。
2.中小企業のみを集計している。
3.労働生産性＝付加価値額／従業員数で計算している。

第三者承継促進税制（案）の概要

1．のれんの一括償却制度の創設

- プレミアム（ex.青山での営業権）を乗せて事業譲渡を行う場合、のれんが発生するが、のれんは5年間での均等償却が税務上の原則。
- 投資初年度における、のれんの一括償却を認めることにより、事業譲渡の場合における買い手側のキャッシュフロー改善を支援。

のれん：

「本来の価値」と

「実際に支払った金額」との差額

＝取得価額ー純資産

初年度におけるのれん（100）の償却と法人税額の計算

※益金200、のれん償却以外の損金なし、税率15%（毎年度同じ条件）と仮定

現状

5年間の均等償却 （100/5年＝20を損金として計上）

（益金 － 損金 ） × 税率

（200 － 20 ） ×15% ＝ **27**

改正案

一括償却 （100を損金として計上）

（益金 － 損金 ） × 税率

（200 － 100 ） ×15% ＝ **15**

負担軽減

初年度に、12もの負担が軽減されるため、統合後の初期投資費用を確保することが可能。

2．第三者承継特別控除の創設

- BがA社を買収する場合、A社の先代経営者は、「（売値－元値）×約20%」の所得税等を納税することが必要。この負担を軽減するため、一定金額の第三者特別控除を創設。

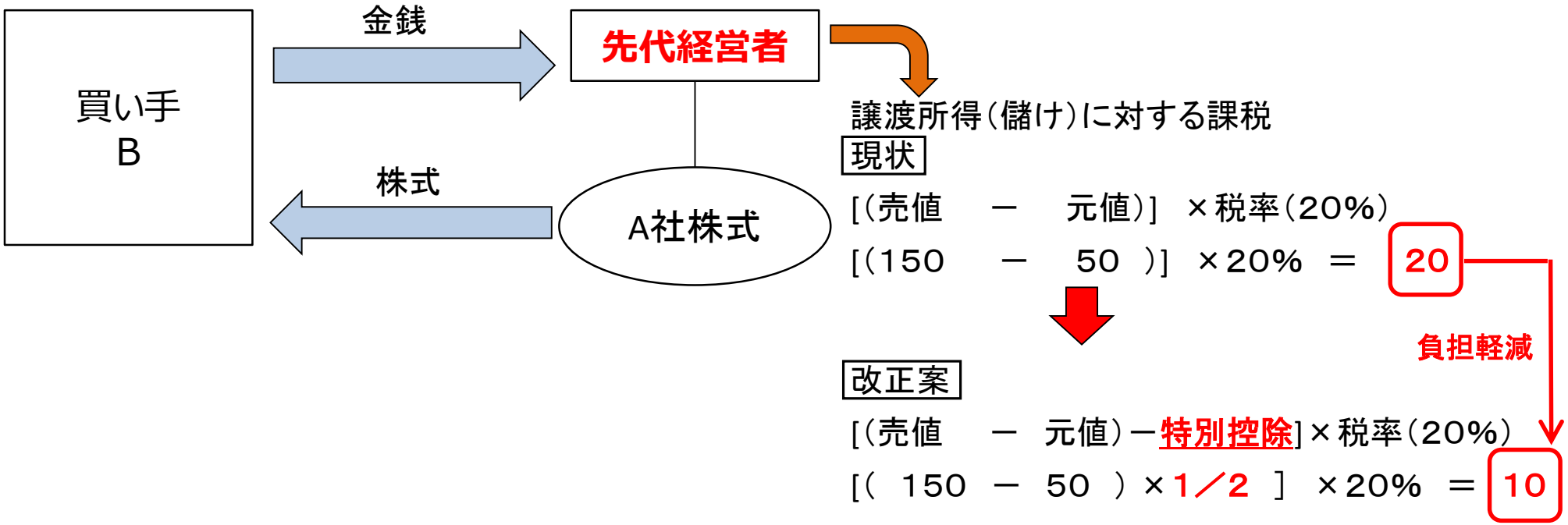

3．中小企業等経営強化法に基づく再編・統合に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置の延長

- 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆる**M&Aによって、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要**。このため、平成30年に**中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加**することで、第三者への事業承継を後押し。
- 具体的には、①事業を承継するために**合併・会社分割・事業譲渡**を行って不動産の権利移転が生じる場合に**登録免許税・不動産取得税が軽減**されるほか、②**許認可承継の特例**(※)等の支援措置が利用可能。（※）業法上の規定にかかわらず、承継対象事業に係る許認可の承継を可能とする特例
- なお、これらの支援措置を受ける場合、**業所管大臣から**、中小企業等経営強化法に基づく**経営力向上計画の認定**を受ける必要がある。

＜想定例＞

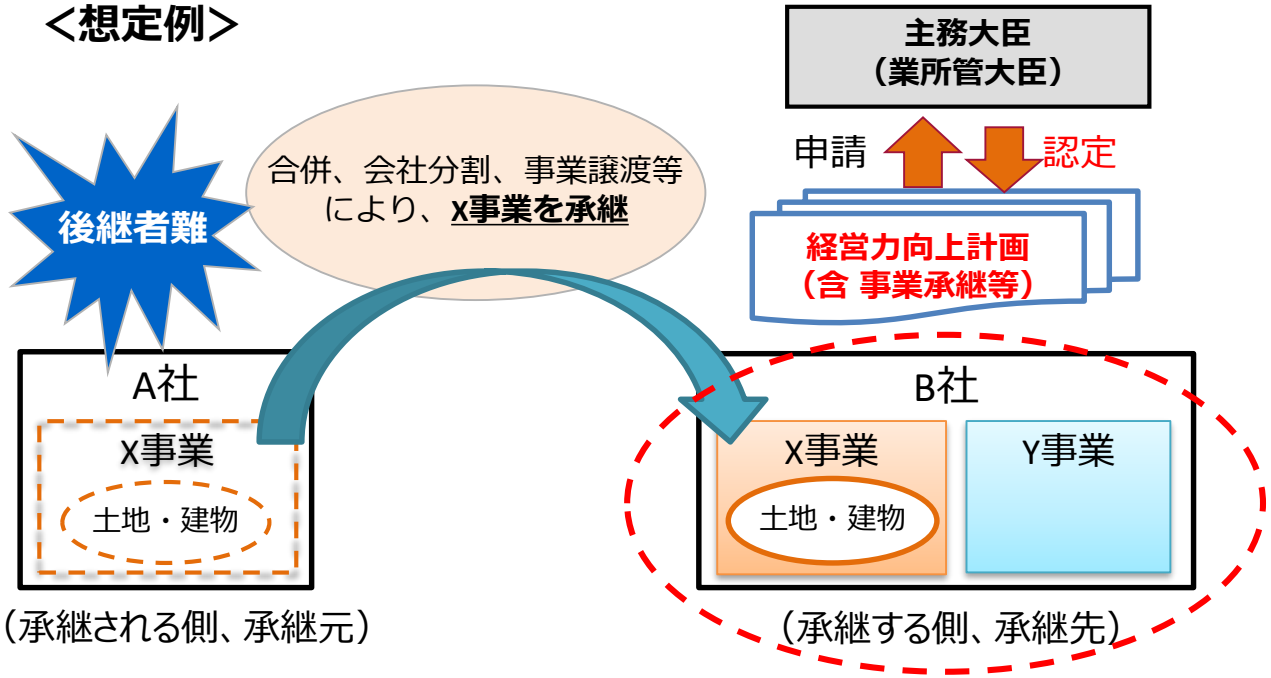

B社が計画を作成し、支援を受ける。

＜承継する側の企業（B社）が利用できる支援措置＞

①登録免許税・不動産取得税の軽減

例：会社分割の場合

＜登録免許税＞

2.0%（通常）⇒**0.4%**（特例）

＜不動産取得税＞

不動産価格の1/6に相当する額を課税標準から控除

②許認可承継の特例

＜対象業種＞

- 旅館業　・建設業
- 火薬類製造業、火薬類販売業
- 一般旅客自動車運送事業
- 一般貨物自動車運送事業
- 一般ガス導管事業